

倒産・解雇・雇い止め等により離職された方は国民健康保険税が軽減されます

■ 対象者

離職日時点で 65 歳未満の方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）
- (2) 雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

■ 確認方法

公共職業安定所から本人に交付される「雇用保険受給資格者証」に記載されている「12. 離職理由」コードが、下記の数字となっていた場合、対象となります。

	対象となる理由コード					
特定受給資格者	11	12	21	22	31	32
特定理由離職者	23	33	34			

※「特例受給資格者証」及び「高年齢受給資格者証」の方は、軽減制度の対象となりませんので、ご注意ください。

■ 軽減内容

国民健康保険税は、前年の所得に基づいて算定していますが、対象者の前年の 給与所得に 30/100 を乗じて 計算することで軽減します。

【 例：世帯主、妻、子 2 人の世帯の場合 】

世帯主：給与収入 3,500,000 円（給与所得 2,370,000 円）

妻・子：収入無し

軽減の有無	算定に用いる給与所得額	年税額
無し	2,370,000 円	353,000 円
有り	711,000 円（2,370,000 円×30/100）	111,900 円

■ 軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間

※ 雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

※ 国民健康保険の加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

■ 必要なもの

雇用保険受給資格者証

■ 申請窓口

保険年金課保険年金係 または 各振興局

詳しくは、保険年金課保険年金係 または 各振興局 までお問い合わせください。